

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部分を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第8節 第31条	第8節 Sophos UTM（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第31条（契約） 1. 本オプションサービスは、利用者と興安裝株式会社（以下、本節において「サービス提供元」といいます。）の間で、サービス提供元が定める本オプションサービスに関する利用規約に基づく利用契約を締結のうえ提供されるものであり、当社はその利用契約にかかるサービス提供元への申込手続の代行、料金回収及びサポート（以下、本節において総称して「当社業務」といいます。）を行うものです。 2. 当社は、第1項に定める当社業務に当社にのみ起因する瑕疵（サービス提供元への申込手続の当社による代行の遅延は、瑕疵に含まれないものとします。）があった場合を除き、利用者の本オプションサービスの利用に関し、いかなる責任も負わないものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
		(以下、節番号および条番号が繰り上がります)	
新設	(新設)	第10節 さくらのセキュアモバイルコネクタ及びさくらのモノプラットフォームのβ版サービス（以下、本節において「本β版サービス」といいます。） 第61条（本β版サービスの内容） 1. 本β版サービスは、第8節に定めるさくらのセキュアモバイルコネクタ及び第9節に定めるさくらのモノプラットフォーム（以下、本節において総称して「各オプションサービス」といいます。）のサブオプションサービス（第31条及び第50条に定めるものを指します。以下同じ。）のうち、試験的に提供される、開発中のサービスの総称です。 2. 本β版サービスは、各オプションサービスの利用者を対象に提供されます。 3. 本β版サービスは、無償とします。	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクタ及びさくらのモノプラットフォームのサブオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第62条（利用契約の成立） 1. 本β版サービスの利用契約は、基本約款における利用契約の成立の規定にかかわらず、各オプションサービスの利用者が本β版サービスの利用に関するコントロールパネル上の設定を完了したとき（各オプションサービスの利用者のアカウントにより送信された、本β版サービスの利用に必要な情報を当社が受信したとき）に成立するものとします。	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクタ及びさくらのモノプラットフォームのサブオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第63条（サービスの内容の変更又は廃止） 1. 当社は、利用者に通知することなく、当社の裁量で、本β版サービスの内容を変更することがあります。当該変更について、当社は一切の責任を負わないものとします。 2. 本β版サービスは、将来の正式サービス化（以下、正式サービス化された本β版サービスのことを単に「正式サービス」といいます。）を保証するものではなく、開発状況や利用者の利用状況等により、正式サービス化することなく、本β版サービスを廃止する場合があります。当社は、当該廃止について、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該廃止及び当該通知の遅延について、当社は一切の責任を負わないものとします。	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクタ及びさくらのモノプラットフォームのサブオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第64条（非保証・免責） 1. 当社は、本β版サービスの利用に起因して、利用者が被った損害（利用者データ（利用者が各オプションサービス及び本β版サービスの利用にあたり、それぞれの提供領域若しくは当該利用者が所有する又は貸与を受けている機器等に保存又は蓄積された全てのデータをいいます。）の送受信の遅延、利用者データの滅失又は毀損等を含みますが、これらに限りません。）について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。 2. 当社は、本β版サービスの利用に起因して、利用者データが滅失又は毀損した場合に、これを復元する義務を負わないものとします。	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクタ及びさくらのモノプラットフォームのサブオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第65条（正式サービスの利用） 1. 本β版サービスの提供終了後に正式サービス化する場合、正式サービスの利用を希望する利用者は、当社の指定する日までに当社との間で改めて正式サービスに係る利用契約を締結する必要があります。なお、利用者が正式サービスを利用する場合、利用者データについて、当社は、正式サービスに移管する責任を負いません。 2. 本β版サービスの廃止及び正式サービスの提供に関する当社から利用者に対する通知については、利用者が指定した電子メールアドレスへの電子メールの送信、書面の送付、当社ホームページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクタ及びさくらのモノプラットフォームのサブオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第66条（各オプションサービス利用契約との関係） 1. 各オプションサービスの利用契約が終了した場合、本β版サービスに係る利用契約は当然に終了するものとします。 2. 各オプションサービスの利用契約に係る利用中に各オプションサービスの提供が一時停止又は中止した場合、本β版サービスの提供も一時停止又は中止するものとします。 3. 当社は、前二項に基づく本β版サービスに係る利用契約の終了又は本β版サービスの一時停止若しくは中止により各利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクタ及びさくらのモノプラットフォームのサブオプションサービスについて、条文を追加いたします。
		(以下、条番号が繰り下がります。 なお、第8節の削除及び第10節の新設により、以下の節番号は変更がありません。)	
第13節 第81条	第13節 Trend Micro Cloud One™（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第81条（本オプションサービスの内容） 1. 本オプションサービスは、トレンドマイクロ株式会社（以下、本節において「ライセンサー」といいます。）が提供する、Trend Micro Cloud One™を構成するセキュリティサービス（以下、本節において「ライセンス提供サービス」といいます。）を、本基本サービス上で利用できるサービスです。 2. 本オプションサービスの種類は次の通りとし、その詳細はサービスページにおいて定めるものとします。 (1) Workload Security™	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第82条	第82条（申込み） 1. 利用者は、本オプションサービスの種類ごとに申込みを行うものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第83条	第83条（個人情報の提供） 1. 当社は、本オプションサービスの提供のために当社が必要と認める範囲で、利用者の個人情報を、ライセンサーの代理店である株式会社ハイパーボックスに対し提供することができ、利用者はこれに同意するものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第84条	第84条（上位規約） 1. 利用者は、ライセンサーが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「トレンドマイクロ製品使用許諾契約」（以下、本節において「上位規約」といいます。）を遵守するものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第85条	第85条（解約） 1. 基本約款及び本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより当月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することにより翌月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。 2. 本基本サービスの利用契約が全て終了又は解約された場合であっても、本オプションサービスの利用契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、前項の手続によるものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第86条	第86条（サポート） 1. 利用者は、本オプションサービスの使用方法、機能及び上位規約に関するサポートについては、ライセンサーが提供するサポートサービスを利用するものとします。当社はこれらのサポートを行いません。 2. 前項に定めるサポートを除く、本オプションサービスに関する問い合わせについては、当社が対応するものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第87条	第87条（サービスの内容の変更又は廃止） 1. 当社は、ライセンサーの解散若しくはライセンサー提供サービスの内容の変更又は廃止等の事情により、	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。

	本オプションサービスの内容の変更又は廃止をすることがあります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。		レイスに関する規定を削除いたします。
第88条	第88条（免責） 1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、第9条に定める品質保証は適用しないものとします。 2. 本オプションサービスには、ライセンスの品質保証が適用されるものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第14節 第89条	第14節 KOBIT（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第89条（本オプションサービスの内容） 1. 本オプションサービスの内容については、サービスサイトに定めるものとします。 2. 当社は、本オプションサービスの全部又は一部を、株式会社クリエイターズネクスト（以下、本節において「指定事業者」といいます。）に再委託することができるものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第90条	第90条（上位規約） 1. 利用者は、指定事業者が定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「KOBIT 利用規約」（以下、本節において「上位規約」といいます。）を遵守するものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第91条	第91条（サポート） 1. 利用者は、本オプションサービスの使用方法、機能及び上位規約に関するサポートについては、指定事業者にお問い合わせのものとします。当社はこれらのサポートを行いません。 2. 前項に定めるサポートを除く、本オプションサービスに関する問い合わせについては、当社が対応するものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第15節 第92条	第15節 Juniper vSRX（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第92条（本オプションサービスの内容） 1. 本オプションサービスは、Juniper Networks, Inc.（以下、本節において「ライセンス」といいます。）が提供する Juniper vSRX（以下、本節において「ライセンス提供サービス」といいます。）を、本基本サービス上で利用できるサービスです。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第93条	第93条（上位規約） 1. 利用者は、ライセンスが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「End User License Agreement」を遵守するものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第94条	第94条（利用契約の終了） 1. 本基本サービスに関する利用契約が終了した場合、利用中の本オプションサービスの利用契約についても当然に終了するものとします。 2. 利用者は、本オプションサービスの利用契約の終了時期にかかわらず、当該利用契約の終了日が属する月の本オプションサービスの料金の全額を支払うものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第95条	第95条（サポート） 1. 本サービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社となります。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡の上、当社及びライセンスが共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第96条	第96条（サービスの内容の変更又は廃止） 1. 当社は、ライセンスの解散若しくはライセンス提供サービスの内容の変更又は廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更又は廃止をすることがあります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第97条	第97条（免責） 1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、第9条に定める品質保証は適用しないものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第16節 第98条	第16節 FortiGate 仮想アプライアンス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第98条（本オプションサービスの内容） 1. 本オプションサービスは、Fortinet, Inc（以下、本節において「ライセンス」といいます。）が提供する FortiGate 仮想アプライアンス（以下、本節において「ライセンス提供サービス」といいます。）を、本基本サービス上で利用できるサービスです。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第99条	第99条（個人情報の提供） 1. 当社は、本オプションサービスの提供のために当社が必要と認める範囲で、利用者の個人情報を、ライセンスの代理店である図研ネットウエイブ株式会社（以下、本節において「代理店」といいます。）に対し提供することができ、利用者はこれに同意するものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第100条	第100条（上位規約） 1. 利用者は、ライセンスが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「Fortinet Product License Agreement / EULA and Warranty Terms」を遵守するものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第101条	第101条（解約） 1. 基本約款及び本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより当月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することにより翌月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。 2. 本基本サービスの利用契約が全て終了又は解約された場合であっても、本オプションサービスの利用契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、前項の手続によるものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第102条	第102条（サポート） 1. 本オプションサービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社となります。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡の上、当社及び代理店又はライセンスが共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第103条	第103条（サービスの内容の変更又は廃止） 1. 当社は、ライセンスの解散若しくはライセンス提供サービスの内容の変更又は廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更又は廃止をすることがあります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第104条	第104条（免責） 1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、第9条に定める品質保証は適用しないものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第17節 第105条	第17節 Sophos Firewall（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第105条（本オプションサービスの内容） 1. 本オプションサービスは、興安計装株式会社（以下、本節において「ライセンス」といいます。）が提供する Sophos Firewall（以下、本節において「ライセンス提供サービス」といいます。）を、本基本サービス上で利用できるサービスです。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第106条	第106条（上位規約） 1. 利用者は、ライセンスが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「Owlook®セキュリティマネジメントサービス利用規約（さくらのクラウド仮想型UTM マネジメント）」を遵守するものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第107条	第107条（解約） 1. 基本約款及び本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより当月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することにより翌月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。 2. 本基本サービスの利用契約が全て終了又は解約された場合であっても、本オプションサービスの利用契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、前項の手続によるものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。

第108条	第108条（サポート） 1. 本オプションサービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社となります。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡の上、当社及びライセンサーが共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第109条	第109条（サービスの内容の変更又は廃止） 1. 当社は、ライセンサーの解散若しくはライセンサー提供サービスの内容の変更又は廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更又は廃止をする場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第110条	第110条（免責） 1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、第9条に定める品質保証は適用しないものとします。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第18節 第111条	第18節 しえあわふ（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第111条（本オプションサービスの内容） 1. 本オプションサービスは、興安計装株式会社（以下、本節において「ライセンサー」といいます。）が提供するしえあわふ（以下、本節において「ライセンサー提供サービス」といいます。）を、本基本サービス上で利用できるサービスです。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第112条	第112条（上位規約） 1. 利用者は、ライセンサーが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「Owlook®セキュリティマネジメントサービス利用規約（しえあわふ）」を遵守するものとします。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第113条	第113条（解約） 1. 基本約款及び本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより当月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することにより翌月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。 2. 本基本サービスの利用契約が全て終了又は解約された場合であっても、本オプションサービスの利用契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、前項の手続によるものとします。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第114条	第114条（サポート） 1. 本オプションサービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社となります。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡の上、当社及びライセンサーが共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第115条	第115条（サービスの内容の変更又は廃止） 1. 当社は、ライセンサーの解散若しくはライセンサー提供サービスの内容の変更又は廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更又は廃止をする場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第116条	第116条（免責） 1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、第9条に定める品質保証は適用しないものとします。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第19節 第117条	第19節 ちよこつとデータ変換/加工（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第117条（本オプションサービスの内容） 1. 本オプションサービスは、株式会社ユニリタ（以下、本節において「ライセンサー」といいます。）が提供するちよこつとデータ変換/加工（以下、本節において「ライセンサー提供サービス」といいます。）を本基本サービス上で利用できるサービスです。なお、本オプションサービスは、ライセンサー提供サービスと、Microsoft Corporation が提供する Windows Server とが併せて提供されます。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第118条	第118条（上位規約） 1. 利用者は、ライセンサーが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「クラウドサービス利用約款」（以下、本節において「上位規約」という）を遵守するものとします。 2. 利用者は、Microsoft Corporation が定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「エンドユーザーライセンス条項」を遵守するものとします。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第119条	第119条（利用契約の終了） 1. 本基本サービスに関する利用契約が終了した場合、利用中の本オプションサービスの利用契約についても当然に終了するものとします。 2. 利用者は、本オプションサービスの利用契約の終了時期にかかわらず、当該利用契約の終了日が属する月の本オプションサービスの料金の全額を支払うものとします。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第120条	第120条（サポート） 1. 利用者は、本オプションサービスの使用方法、機能及び上位規約に関するサポートについては、ライセンサーが提供するサポートサービスを利用するものとします。当社はこれらのサポートを行いません。 2. 前項に定めるサポートを除く、本オプションサービスに関する問い合わせについては、当社が対応するものとします。ただしサポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡の上、当社及びライセンサーが共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第121条	第121条（サービスの内容の変更又は廃止） 1. 当社は、ライセンサーの解散若しくはライセンサー提供サービスの内容の変更又は廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更又は廃止をする場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第122条	第122条（免責） 1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、第9条に定める品質保証は適用しないものとします。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第20節 第123条	第20節 Acronis Cyber Protect Cloud（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第123条（本オプションサービスの内容） 1. 本オプションサービスは、Acronis, Inc（以下、本節において「ライセンサー」といいます。）が提供する Acronis Cyber Protect Cloud（以下、本節において「ライセンサー提供サービス」といいます。）を、本基本サービス上で利用できるサービスです。 2. 本オプションサービスの種類は本オプションサービスに関するウェブページにおいて定めるものとします。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第124条	第124条（申込み） 1. 利用者は、本オプションサービスの種類ごとに申込みを行うものとします。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第125条	第125条（上位規約） 1. 利用者は、ライセンサーが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「ACRONIS ソフトウェアライセンス契約書」を遵守するものとします。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第126条	第126条（解約） 1. 利用者は、本オプションサービス上の利用者データを全て削除しなければ、当社に対し本オプションサービスの利用契約を解約する旨の通知を行うことができません。 2. 基本約款及び本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、前項の規定に基づいて利用者データの削除が完了した場合に限り、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより当月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することにより翌月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。 3. 本基本サービスの利用契約が全て終了又は解約された場合であっても、本オプションサービスの利用契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、前二項の規定によるものとします。		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第127条	第127条（サポート） 1. 本オプションサービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社となります。ただし、サポー		（削除）	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレ

	トの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡の上、当社及びライセンサーの代理店である株式会社ネットワークス又はライセンサーが共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。		レイスに関する規定を削除いたします。
第128条	第128条（サービスの内容の変更又は廃止） 1. 当社は、ライセンサーの解散若しくはライセンサー提供サービスの内容の変更又は廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更又は廃止をすることがあります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第129条	第129条（免責） 1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、第9条に定める品質保証は適用しないものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第21節 第130条	第21節 攻撃遮断くん（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第130条（本オプションサービスの内容） 1. 本オプションサービスは、株式会社サイバーセキュリティクラウド（以下、本節において「ライセンサー」といいます。）が提供する攻撃遮断くん（以下、本節において「ライセンサー提供サービス」といいます。）を、本基本サービス上で利用できるサービスです。 2. 本オプションサービスの種類は次の通りとし、その詳細はサービスページにおいて定めるものとします。 (1) サーバセキュリティタイプ (2) Webセキュリティタイプ (3) DDoSセキュリティタイプ	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第131条	第131条（申込み） 1. 利用者は、本オプションサービスの種類ごとに申込みを行うものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第132条	第132条（上位規約） 1. 利用者は、ライセンサーが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「『攻撃遮断くん』契約約款（パートナー経由）」を遵守するものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第133条	第133条（解約） 1. 基本約款及び本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより翌月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することにより翌々月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。 2. 本基本サービスの利用契約が全て終了又は解約された場合であっても、本オプションサービスの利用契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、前項の手続によるものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第134条	第134条（サポート） 1. 本オプションサービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社となります。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡の上、当社及びライセンサーの代理店である株式会社ネットアシスト又はライセンサーが共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第135条	第135条（サービスの内容の変更又は廃止） 1. 当社は、ライセンサーの解散若しくはライセンサー提供サービスの内容の変更又は廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更又は廃止をすることがあります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第136条	第136条（免責） 1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、第9条に定める品質保証は適用しないものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第22節 第137条	第22節 MylogStar（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第137条（本オプションサービスの内容） 1. 本オプションサービスは、株式会社ラネクシー（以下、本節において「ライセンサー」といいます。）が提供するMylogStar（以下、本節において「ライセンサー提供サービス」といいます。）を、本基本サービス上で利用できるサービスです。 2. 本オプションサービスの種類は次の通りとし、その詳細はサービスページにおいて定めるものとします。 (1) MylogStar (2) MylogStar FileServer	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第138条	第138条（申込み） 1. 利用者は、本オプションサービスの種類ごとに申込みを行うものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第139条	第139条（上位規約） 1. 利用者は、ライセンサーが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「使用許諾契約書」（以下、本節において「上位規約」といいます。）を遵守するものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第140条	第140条（解約） 1. 基本約款及び本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより翌月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することにより翌々月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。 2. 本基本サービスの利用契約が全て終了又は解約された場合であっても、本オプションサービスの利用契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、前項の手続によるものとします。 3. 理由の如何を問わず、本オプションサービスの利用契約が終了した場合、利用者は、提供領域又は利用者の端末にインストールした、本オプションサービスを利用するために提供されたすべてのソフトウェアを、直ちにアンインストールするか、又はディアクティブートしなければならないものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第141条	第141条（サポート） 1. 利用者は、本オプションサービスの使用方法、機能及び上位規約に関するサポートについては、ライセンサーに問い合わせるものとします。当社はこれらのサポートを行いません。 2. 前項に定めるサポートを除く、本オプションサービスに関する問い合わせについては、当社が対応するものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第142条	第142条（サービスの内容の変更又は廃止） 1. 当社は、ライセンサーの解散若しくはライセンサー提供サービスの内容の変更又は廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更又は廃止をすることがあります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第143条	第143条（免責） 1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、第9条に定める品質保証は適用しないものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第23節 第144条	第23節 ASTERIA Warp Core シリーズ（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第144条（本オプションサービスの内容） 1. 本オプションサービスは、アステリア株式会社（以下、本節において「ライセンサー」といいます。）が提供するASTERIA Warp Core シリーズ（以下、本節において「ライセンサー提供サービス」といいます。）を、本基本サービス上で利用できるサービスです。 2. 本オプションサービスの種類は次の通りとし、その詳細はサービスページにおいて定めるものとします。 (1) ASTERIA Warp Core (2) ASTERIA Warp Core+	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第145条	第145条（申込み） 1. 本オプションサービスは、利用者が日本国内に住所、居所又は営業所を有している場合に限り申し込むことができるものとします。 2. 利用者は、本オプションサービスの種類ごとに申込みを行うものとします。	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。

第146条	<p>第146条（上位規約）</p> <p>1. 利用者は、ライセンサーが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「ソフトウェア使用許諾契約書」及び「アステリア製品共通利用規約」（以下、本節において総称して「上位規約」といいます。）を遵守するものとします。</p>	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第147条	<p>第147条（解約）</p> <p>1. 基本約款及び本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより翌月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することにより翌々月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。</p> <p>2. 本基本サービスの利用契約が全て終了又は解約された場合であっても、本オプションサービスの利用契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、前項の手続によるものとします。</p>	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第148条	<p>第148条（サポート）</p> <p>1. 利用者は、本オプションサービスの使用方法、機能及び上位規約に関するサポートについては、ライセンサーが提供するサポートサービスを利用するものとします。当社はこれらのサポートを行いません。</p> <p>2. 利用者は、ライセンサーが定める、利用者が前項のサポートサービスの利用を行っている時点における最新の「アステリア サポート・サービス約款」を遵守するものとします。</p> <p>3. 第1項に定めるサポートを除く、本オプションサービスに関する問い合わせについては、当社が対応するものとします。</p>	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第149条	<p>第149条（サービスの内容の変更又は廃止）</p> <p>1. 当社は、ライセンサーの解散若しくはライセンサー提供サービスの内容の変更又は廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更又は廃止をする場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
第150条	<p>第150条（免責）</p> <p>1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、第9条に定める品質保証は適用しないものとします。</p>	(削除)	・「マーケットプレイス約款」の制定に伴い、本約款において規定していたマーケットプレイスに関する規定を削除いたします。
附則 第1条	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、2022年6月9日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2022年8月1日より適用されます。</p>	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、2022年8月1日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2023年6月5日より適用されます。</p>	・本改定に伴う適用日の変更を行います。